

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第三十三号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「六月以上」を「十二月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、六月以上）」に、「雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）」を「同法」に、「同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定める者を同項」を「特定退職者を同法第二十三条第二項」に改め、同条第二項中「六月以上」を「十二月以上（特定退職者にあつては、六月以上）」に改め、同条第十一項中「又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」を削る。

附則第二十一項を次のように改める。

21 平成十三年三月三十一日に文部科学省の職員として在職する者が、独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号。以下この項において「独法改革文部科学省関係法整備法」という。）附則第十二条第一号の規定による廃止前の独立行政法人国立青年の家法（平成十一年法律第百六十九号）附則第二条又は独法改革文部科学省関係法整備法附則第十二条第二号の規定による廃止前の独立行政法人国立少年自然の家法（平成十一年法律第百七十号）附則第二条の規定により引き続き独法改革文部科学省関係法整備法附則第九条第一項の規定による解散前の独立行政法人国立青年の家（以下この項において「旧国立青年の家」という。）又は独立行政法人国立少年自然の家（以下この項において「旧国立少年自然の家」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧国立青年の家又は旧国立少年自然の家の職員として在職した後引き続き職員となつた場合（旧国立青年の家又は旧国立少年自然の家の職員として在職した後、同法附則第二条第一項の規定により引き続き独立行

政法人国立青少年教育振興機構（以下この項において「国立青少年教育振興機構」という。）の職員となり、かつ、引き続き国立青少年教育振興機構の職員として在職した後引き続き職員となつた場合を含む。）におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の文部科学省の職員、旧国立青年の家又は旧国立少年自然の家の職員及び国立青少年教育振興機構の職員としての引き続き在職期間を職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が旧国立青年の家若しくは旧国立少年自然の家又は国立青少年教育振興機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第二条の規定は平成十九年十月一日から、第十条第十一項の改正規定及び附則第三条の規定は平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の第十条第一項及び第二項の規定は、平成十九年十月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

第三条 改正後の第十条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第四十二条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。